

# 地域彩生デザイン支援事業補助金交付事業実施要領

令和8年4月1日  
企画政策課

## 1 趣 旨

高原町の地域づくり、地域活性化、環境や文化の保全、さらには町外からの関係人口・交流人口の獲得等を中心として、町のプロモーションや活性化を行う団体に対しその活動を支援していく。

## 2 定 義

この要領における「町内各団体」とは、町内に活動拠点を有し、共通の目的を持ち、責任をもって事業を履行できる人が3人以上集まった集団とする。例として、①これまで地域で活動してきた既存の団体、②高原町内の行政区班、③地域協議会、地域振興会、④新たに立ち上げた団体等。

## 3 事業実施主体

地域彩生デザイン推進支援事業（以下「本事業」という。）の事業実施主体は、町内各団体とする。

## 4 補助対象事業・事業実施期間

この事業の内容、事業実施期間は次のとおりとする。

### (1) 補助対象事業

町内各団体が実施主体となり、地域の活性化や環境、文化の保全、関係人口の獲得等に資する活動とする。ただし、以下の事業は対象外とする。

- ア 特定の者や事業者の利益の享受につながる事業
- イ 国、県の補助及び他の町補助金を同時に受けて実施する事業
- ウ 単なる草刈り、清掃作業のみを目的とした事業
- エ 地域の活性化や環境、文化の保全に繋がらない事業

### (2) 優先して採択する事業

事業の審査にあたっては、以下のいずれかに該当する事業を優先して採択するものとする。

- ア 観光誘客に関する事業
- イ 地区などで保全すべきハード整備に関するもの（ただし、公民館等の改修を除く）
- ウ 文化財の保全に関するもの
- エ 町外からの人流を呼び込む事業
- オ 関係人口、交流人口の新たな獲得に関する事業

カ 関係人口、交流人口の継続的な関係値構築のための事業

キ 特産品の開発を行い、ふるさと納税の新規返礼品として登録することを確約できるもの

ク 地域を活性化させるため行うソフト事業（不特定多数が享受するイベントの開催など）

### (3) 事業実施期間

事業の実施期間は、当該年度の3月31日までとする。なお、事業の採択にあたっては、連続して採択を受けている団体よりも新規団体を優先する。

## 5 補助対象経費

補助対象経費は、町内各団体が4（1）に定める補助対象事業を実施するために要する次の経費とする。賃金（町内各団体の住民への賃金を除く。）、謝金、旅費、消耗品費、材料費、燃料費、備品購入費、使用料、賃借料、通信費、運搬費、食糧費（懇親会及び反省会等に係る経費を除く）、修繕費（恒常的に発生する維持管理に係るものを除く。）、工事費、その他町長が認める経費。

## 6 補助金の支払

原則として、概算払いとする。

## 7 事業の採択の手続き

事業を実施しようとする町内各団体に代表者は、別記様式（1号、2号、3号）により、事業計画書を策定し、事業採択申請書に添付して町長へ提出するものとする。

## 8 補助金の交付

町は、7で採択申請した事業計画書に基づく事業に対し審査し、別に定めるところにより、補助金を交付する。

## 9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

なお、この要項は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。